

羽田小学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

2 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対許さないという意識を育てることが大切である。

こうした中、本校の教育目標である「やさしく（思いやりのある子ども）」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

3 基本的な認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものである。」という基本的な認識に基づき、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにしていかなければならない。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む必要がある。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、全職員が共通認識をもたなければならない。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④ いじめは大人には気づかれにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方で対応してはならない。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。
- ⑦ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方も大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

II いじめの未然防止の取り組み

いじめ問題においては、「いじめが起らない学級・学校づくり」をねらいに掲げ、未然防止に取り組むことが最も重要であると考え。また、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的な取り組みを計画し、協力協働体制で実施していく。

1 教職員による取り組み

(1) 教職員の気付き

子どもたちや友達関係の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。子どもたちのささいな言動から、個々の置かれた状況や関係、精神状態を感じ取るようにする。

(2) 実態把握のためのアンケート調査

学期に1度、学校生活アンケート（6月、11月、2月）を実施し、子どもたちや友達関係について実態を把握する。また、保護者にもアンケートをとり、より多くの情報から子どもたちの実態を把握する。

(3) 保護者・地域との連携

P T Aの専門部の地区委員長会の活動の中で地域の巡視を行い、長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）の子どもたちの様子を把握し、指導に生かす。また、民生委員、見守り隊、学童クラブの方々とも連絡を密にし、学校外での子どもたちの様子を把握し、指導に生かす。

P T Aや地域の関係団体に向け、いじめ根絶に関する広報啓発を充実する。

2 児童に培う力とその具体的な取り組み

(1) 自己評価を高める学習活動や学級活動、学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、お互いを認め合う仲間づくりを行う推進していく。それらの活動の中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、子どもたちを成長させ、他者を思いやる気持ちを育てることにつながると考える。

(2) 異年齢交流の活用

本校では、縦割り班での清掃活動、児童会集会・読書まつり等の児童会活動、運動会・作品展覧会（学習発表会）等の学校行事などを通して、異年齢交流を行っている。これらの活動を通し、お互いを認め合い、助け合う関係を築いていく。また、高学年は、下級生と関わることで、高学年としての自覚をもつとともに、下級生への接し方を学ぶように進める。

(3) 道徳教育の充実

いじめ問題は、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであると考え、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を、教育活動全体を通して育てていく。

(4) 体験活動の充実

本校では、ボランティア体験や福祉施設との交流などを通して、他人を思いやる心を育てる活動を多く取り入れている。体験や交流の意味をよく理解させ、充実したものにしていく。そのために、関係機関との連携も大切にしていきたい。

(5) コミュニケーション活動を重視した活動の充実

日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やし、豊かな人間関係を築いていくようにする。

3 いじめの防止にあたり特に配慮が必要な児童についての対応

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめ

教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有をおこないつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(2) 海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童がかかわるいじめ

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、当該児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

(3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ

教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- (4) 東日本大震災等により被災した児童、原子力発電所事故等により避難している児童に対する
いじめ

被災児童が受けた心身の多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないことが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することも大切である。

<いじめの判断基準>

子どもたちどうしのトラブルを発見した場合、発見者は、そのトラブルが下記の表のどのレベルにあたるか判断する。判断しにくい場合、副校長や生徒指導担当に報告し、共通理解を図る。

レベル1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視等
レベル2	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視
レベル3	レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある。
レベル4	長期の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討。
レベル5	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

1 日々の観察

業間時間や昼休み、放課後などの子どもたちの様子に目を配り、子どもたちの様子や友達関係の変化を敏感に感じ取るようにする。また、子どもたちとともに過ごす時間を積極的に設けるようにし、いじめの早期発見の機会につなげる。

2 学校生活アンケート

実態に応じて随時実施することを原則とし、少なくとも学期に1回（6月、11月、2月）実施する。アンケート結果を受けて、担任は、全児童を対象にした教育相談を行い、対応する。また、いじめ対策委員会のメンバーは、アンケート結果に目を通すとともに、結果を分析する。アンケート結果をもとに、全教職員で話し合う時間を設け、共通理解のもと対応できるようにする。

3 教育相談

日常の生活の中で少しでも気になるようなことがあれば子どもに声をかけ、気軽に相談できる環境をつくるようにする。

また、定期的に全児童を対象とした教育相談を行う。（6月、11月）

4 児童や保護者からの情報

日記や家庭学習ノート、連絡帳等の活用により、担任と子ども、保護者が日頃から密に連絡をとることで、信頼関係を構築し、気になる事柄については迅速に対応する。

5 地域との連携

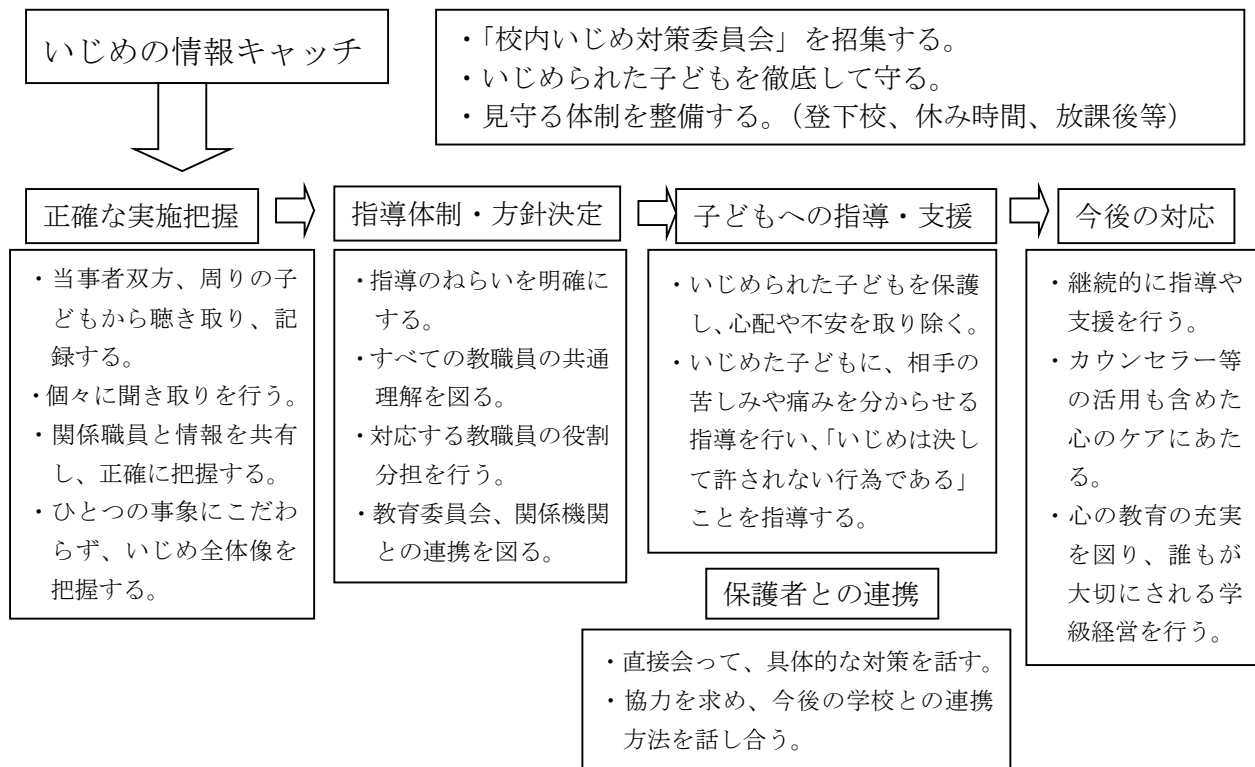
民生委員、見守り隊、学童クラブの方々とも連絡を密にし、情報提供を依頼する。また、保護者を対象としたアンケート調査（11月）も実施する。

IV いじめ問題に対する早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ

<いじめの判断基準>のレベル2以上と判断された場合、下記の流れに沿って、速やかに事実関係を把握し、被害者、加害者への面接、チームによる支援を行う。毎月の市へのいじめ報告もレベル2以上のものをいじめとし、報告を行う。

なお、レベル1と判断した場合は、その場で教師の適切な働きかけを行い問題の解決を図る。それでもなおその問題が継続し解決しない場合はいじめと認定し、レベル2以上のものと同様な対策を行う。



◎校内いじめ対策委員会について

① 構成メンバー

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭 関係する学級担任

② 開催

学期に1回開催する。また、必要に応じて開催し、迅速な対応を行う。
(月に一度、職員会議内で子どもの様子について交流しあう。)

③ 役割

- ・いじめ防止基本方針の策定と年間指導計画の作成。及び見直し。
- ・未然防止、早期発見の取り組み。学級担任の支援。
- ・アンケート及び教育相談の実施と結果報告。
- ・いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進。

2 いじめが起きた場合の具体的対応

(1) いじめられた子どもに対して

<子どもに対して>

- ・事実確認とともに、子どものつらい気持ちを受け入れ、心の安定を図る。
- ・「最後まで守ること」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決することを伝える。
- ・自信をもたせる言葉がけなど、自尊感情を高めるように配慮する。

<保護者に対して>

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、指導したことを知らせる。
- ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも連絡してもらう。

(2) いじめた子どもに対して

<子どもに対して>

- ・どんなことがあっても、「いじめは絶対に許されない」ことを毅然とした態度で指導する。
- ・いじめた気持ちや状況を聴き取り、その子どもの背景にあるものにも目を向け指導する。

<保護者に対して>

- ・正確な事実関係を説明し、事実関係を理解してもらう。
- ・「子どもの行ったことは決して許されないことである」ことを毅然とした態度を示し、学校の指導方針を伝え、家庭での指導も依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後協力しながらよりよい解決をしていこうとする思いを伝える。

(3) 周りの子どもたちに対して

- ・「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で子どもたちに伝える。
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者にならないように、自分たちの問題としてとらえさせる。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えたり、とめたりする行為は正義に基づいた勇気のある行動であることを理解させる。

(4) 継続した指導

- ・教育相談、日記、手紙などでその後の状況について把握する。
- ・いじめられた子ども、いじめた子どもどちらにも授業や学級活動、学校行事などで自分の存在感を示せる活動を与え、褒めながら自分自身に自信をもてるように指導していく。

3 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察等と連携して問題に対処する。

4 いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめは「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する影響を与える行為（インターネット等による行為も含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることととらえる。（少なくとも3か月を目安とする。）ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められることととらえる。被害者本人及びその保護者との面談等を行い、確認する。

V インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止、早期発見には、保護者と連携した取り組みを行う。保護者会の全体会などで、インターネット上で起こり得る問題や児童の実態を提供する中で、いじめの問題も取り扱い、保護者との

連携を図る。

1 インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、携帯ゲーム機等を利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものととらえる。

2 未然防止のために

学校での情報教育だけでは限界があるので、家庭との連携を図り、協力しながら指導を行う。基本的な考えとしては、子どもたちのパソコンや携帯電話、携帯ゲーム機を管理するのは家庭である。フィルタリングだけでなく、家庭でのルールづくりを行うことや子どもたちが普段どのようなことを行っているのかチェックするよう保護者会などで伝える。

3 早期発見・早期対応のために

子どもや保護者からネット上のいじめについて聞いた場合は（はっきりしない情報でも）、専門機関等に相談しながら、書き込み等の削除を迅速に行う。

4 情報教育での子どもたちへの指導（指導のポイント）

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招いたり、犯罪につながったりすること。
- ・一度流失した情報は、回収が困難なこと。
- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名での書きこみでも、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪になり、警察に検挙されること。

VI 重大事態への対応

1 重大事態の意味

- | |
|---|
| <p>(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|---|

【いじめ防止対策推進法 第28条】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（奥州教育委員会）に報告する。
- (2) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が調査の主体となる場合
 - ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
 - ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ③ 調査に応じては、いじめ事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ④ 調査結果を学校の設置者に報告する。
 - ⑤ いじめを受けた児童及び保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報を共有する。

- ⑥いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - ⑦「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- (2) 学校の設置者（奥州教育委員会）が調査の主体となる場合
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VII 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取り組みを評価する。

- ・いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること。
- ・いじめの早期発見にかかわり取り組みに関すること。

羽田小学校いじめ問題対策年間指導計画

学期	月	実態把握	情報共有	行事等
I	4	学級引き継ぎ 家庭環境調査 集団登校（集団下校） 教育相談	職員会議 見守り隊紹介式	始業式 入学式準備 入学式 1年生を迎える会 授業参観日 PTA 総会 学級懇談会
	5	家庭訪問 教育相談 校内いじめ対策委員会	生徒指導事例研究会 （配慮児童の共通理解） 職員会議	運動会練習 ふれあい大運動会
	6	教育相談 1学期生活アンケート	職員会議 地区懇談会	修学旅行 宿泊学習
	7	個人面談	職員会議 1学期反省会	希望の園との交流会（5・6年） 期末懇談会 終業式
II	8	夏季教育相談 夏休み明けの様子観察	職員会議	始業式 夏休み作品展
	9	教育相談 校内いじめ対策委員会	職員会議	敬老会参加（代表児童作文発表） シルバーフェスティバル（3年） 祖父母参観日
	10	教育相談	職員会議	作品展示会（学習発表会） 遠足（1～4年） 幼小文化発表会（4年）
	11	教育相談 2学期生活アンケート	職員会議	校内マラソン大会 児童会集会 なわとび集会 読書まつり 躍進祭り ハイムベルク訪問（3・4年） お米パーティー（5年） 美山病院訪問（1・2年） 一斉参観日
	12	個人面談	職員会議 2学期反省会	期末面談 終業式
III	1	冬季教育相談 冬休み明けの様子観察	職員会議	始業式 冬休み作品展
	2	3学期生活アンケート （個人面談）教育相談 校内いじめ対策委員会	職員会議 進級・卒業認定会 見守り隊感謝の集い	6年生を送る会 なわとび集会 学習参観日
	3	教育相談	職員会議	卒業式練習 卒業式 修了式 離任式 羽田火防祭